

| 基本方針 | 基本的施策 | 施策の基本方向 |
|---------------------------|----------------------------|--|
| I 家庭・地域における子育て支援 | 1 子育て家庭に対する支援 | (1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実 |
| | | (2) 情報提供・専門的な相談の実施 |
| | | (3) ひとり親家庭などに対する支援 |
| | 2 地域における子育て支援の促進 | (1) 子育てを支援する人材の育成 |
| | | (2) 子育て支援活動の促進 |
| | | (3) 子育て支援のネットワークづくり |
| | 3 安心して子育てができる生活環境の整備 | (1) 子育てにやさしいまちづくり |
| | | (2) 子どもの交通安全対策の推進 |
| | | (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進 |
| | | (4) 良質な住環境の確保 |
| | 4 母と子の健康づくりへの支援 | (1) 安全で安心な妊娠・出産の支援 |
| | | <u>新(2) 不妊治療等への理解促進・支援の充実</u> |
| | | (3) 周産期医療等の充実 |
| | | (4) 子どもの健やかな成長のための支援 |
| | | (5) 障害や疾病のある子どもへの支援 |
| | II 仕事と子育ての両立支援 | <u>新1 働き方改革の推進</u> |
| (2) 企業等における女性活躍の推進 | | |
| 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備 | | (1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援 |
| | | (2) 両立支援制度などの定着促進 |
| | | (3) 両立支援に取り組む企業への支援 |
| <u>新3 男性の家事・育児参画の促進</u> | | <u>新(1) 男性の家事・育児参画の推進</u> |
| 4 就業支援 | | (1) <u>ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進</u> |
| | | (2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進 |
| III 子どもの健やかな成長の支援 | 1 子どもの権利と利益の尊重 | (1) 子どもの権利と利益に関する広報・啓発 |
| | | <u>新(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応</u> |
| | | (3) <u>子どもの社会的養育の推進</u> |
| | | <u>新(4) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応</u> |
| | | <u>新(5) 子どもの貧困対策</u> |
| | 2 子どもの健全な育成 | (1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進 |
| | | (2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進 |
| | | (3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進 |
| | | (4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実 |
| | 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進 | (1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実 |
| | | (2) <u>男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し</u> |
| | 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進 | (1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携 |
| | | (2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実 |
| | | <u>新(3) 配慮を要する子どもへの教育の推進</u> <u>(障害者・外国人)</u> |
| | | (4) 豊かな心を育む教育の推進 |
| | | (5) 児童生徒と心の体の健康づくり |
| IV 次世代を担う若者への支援 | 1 結婚を希望する若者への支援 | (1) 結婚を希望する独身男女の応援 |
| | 2 ライフプラン教育の推進 | (1) 自らのライフプランを考える機会の提供 |
| | | <u>新(2) 人生100年時代を見据えた若者のライフプラン教育の推進</u> |
| | 3 若者の就業支援 | (1) 若者への就業支援の充実 |
| <u>新4 UIJターン・移住・定住の促進</u> | (1) 若者や女性の定着促進 | |
| | <u>新(2) 移住・定住の促進</u> | |
| V 経済的負担の軽減 | 1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減 | (1) 県の特性に応じた施策等の推進 |
| VI 子育て等支援の気運の醸成 | 1 <u>子育て等に温かい社会づくり</u> | (1) 社会全体で子どもや子育てを支援する <u>気運の醸成</u> |
| | | (2) 子育て支援に関する情報提供の充実 |